

令和8年3月19日（木曜日）予算特別委員会②

○出席委員（15名）

2番	佐藤政人	委員	3番	野口康一郎	委員
4番	児玉崇	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	安孫子義徳	委員	7番	太田陽子	委員
8番	佐藤耕治	委員	9番	渡邊賢一	委員
10番	伊藤正彦	委員	11番	古沢清志	委員
12番	太田芳彦	委員	13番	阿部清	委員
14番	沖津一博	委員	15番	荒木春吉	委員
16番	後藤健一郎	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

齋藤真朗	市長	猪倉秀行	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
今野育男	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	東海林恒	企画戦略課長
石橋慶幸	みらい協働課長	佐藤倫久	デジタル戦略 課 長
小林博之	財政課長	安孫子廣美	税務課長
渡辺智昭	市民生活課長	菊地正博	防災危機管理 課 長
武田栄治	建設管理課長	渡邊健一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
小関光彦	商工推進課長	後藤英明	さくらんぼ観光 課 長
小林弘之	福祉国保課長	黒田美紀	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	寺西里衣	会計管理者（兼） 会計課長
大江幸範	上下水道課長	山田良一	病院副院長
東海林茂美	学校教育課長	安彦絵美	生涯学習課長
笹原泰治	スポーツ振興 課 長	渡邊昭	監査委員 事務局 局長

○事務局職員出席者

高橋良子	事務局 局長	伊藤正弘	局長補 佐
堀和敏	総務係 主任	熊谷拓哉	総務係 主事

予算特別委員会議事日程第4号 第1回定例会
令和8年3月19日(木) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第10号 令和8年度寒河江市一般会計予算
" 2 議第11号 令和8年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 3 議第12号 令和8年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 4 議第13号 令和8年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 5 議第14号 令和8年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 6 議第15号 令和8年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 7 議第16号 令和8年度寒河江市水道事業会計予算
" 8 議第17号 令和8年度寒河江市下水道事業会計予算
" 9 議第18号 令和8年度寒河江市立病院事業会計予算
" 10 分科会審査の経過並びに結果報告
 (1) 総務産業分科会委員長報告
 (2) 厚生文教分科会委員長報告
" 11 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

18号令和8年度寒河江市立病院事業会計予算までの9案件を一括議題といたします。

- 安孫子義徳委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 安孫子義徳委員長 日程第10、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 議案上程
- 安孫子義徳委員長 日程第1、議第10号令和8年度寒河江市一般会計予算から日程第9、議第

- 安孫子義徳委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。月光総務産業分科会委員長。

〔月光裕晶総務産業分科会委員長 登壇〕

○月光裕晶総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月11日及び12日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第10号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで、歳出第11款から歳出第13款まで、第2表及び第3表並びに議第15号から議第17号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第10号については、初めに第1表中歳入全部の審査を行い、次に歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第5款、歳出第7款、歳出第6款、歳出第8款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表の順で審査を行うこととし、その後、議第15号、議第16号、議第17号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第10号令和8年度寒河江市一般会計予算第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「法人市民税が5.7%減となっている。最近は企業の廃業や倒産が増えているとの報道もあるが、寒河江市でもそのような影響があるのか」との問いがあり、当局より「当初予算については直近の調定額を参考に算出しています。また、県内の経済情報なども参考にしながら、企業収益がやや減少する可能性があるとの見込み、そのように計上したものです。見込みが難しい部分もありますが、社会情勢なども踏まえて算定しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもつ

て原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「ポータルアプリの内容はどのようなものになるのか」との問いがあり、当局より「現在のアプリを統合し、寒河江市の公式アプリとして整備する予定です。ごみ情報や健診情報、市ホームページの情報などを一体化します。来年度については、マイナンバーカードと連携した手続が行えるような形を考えています。また、将来的には町内会回覧や個別通知も行う予定です」との答弁がありました。

委員より「移住定住推進事業の実績について、おてつたびなどの参加状況は」との問いがあり、当局より「おてつたびについては、令和7年度に14名が参加し、さくらんぼやラ・フランスの収穫作業を手伝っていただきました。また、移住体験ツアーには現在2名、就農体験ツアーには3名の参加があります」との答弁がありました。

委員より「結婚支援対策事業の成果について、成婚状況は」との問いがあり、当局より「成果連動型の婚活事業について、イベント参加者は年間約300名ですが、市内居住につながる成婚の報告は現時点では受けていません。また、婚活コーディネーター事業では、平成25年度からの累計で34件の成婚実績があります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第1表中歳出第9款を議題と

し、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「防災行政無線の聞こえにくさは更新により解消されるのか」との問いがあり、当局より「消防ポールに設置しているスピーカーを高さが確保されている専用ポールに移設し、アンプやスピーカーも高性能なものに更新します。また、新しいシステムを導入することで聞こえにくさの解消を図ります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江工業高校新産業教育連携協議会負担金の目的は何か」との問いがあり、当局より「実業高校の志願者減少を踏まえ、産官学連携によって学校の魅力向上事業を実施するものです。これまでは県の補助事業として実施してきましたが、補助終了に伴い、市として支援するため、新たに計上したものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「企業誘致の成果はどうか」との問いがあり、当局より「現在残っている約5.78ヘクタールについて、一括分譲を目指して企業へ提案していますが、建築資材の高騰や社会情勢の影響もあり、契約には至っていません。引き続き企業への働きかけを行ってまいります」との答弁がありました。

委員より「ワンコインタクシー事業について、6月から9月に実施とのことだが、今年度は1月末で終了したことを受け、もう少し延長して

もらいたいとの意見もあった。そういった意見も鑑みた予算計上か」との問いがあり、当局より「この事業につきましては、これまで実施した際にはアンケートなども取りまして事業状況などを確認しております。その内容を踏まえた予算を要求しているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「歳入において有害鳥獣対策に関する国、県からの補助金について伺ったが、歳出第6款第1項農業費における補助事業の詳細は」との問いがあり、当局より「国や県の補助事業を活用し、捕獲活動の出動手当や不要果樹の伐採、緩衝帯整備、電気柵導入に向けた支援等を予定しています。また、出動手当については、危険性を考慮し、捕獲者の手当を5,000円とするほか、調査手当を2,000円から5,000円へ引き上げるなどの拡充を行います」との答弁がありました。

委員より「6次産業化推進事業について、これまで具体的な成果はあるのか」との問いがあり、当局より「協議会の取組として、紅秀峰ブランド推進、新商品開発、販売拡大、伝統野菜の推進などを進めています。6次産業化商品としては子姫芋を活用した子姫芋キムチや谷沢梅を活用した梅酒などがあり、各種の賞を受賞しています。また、農業者と事業者のマッチング交流会を開催し、商品試作の材料費などへの支援も行っています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「除雪事業の待機補償見直しについて詳細は」との問いがあり、当局より「これまでの待機補償を見直し、機械補償と稼働補償に分けました。機械の準備等に係る経費を機械補償として、人件費を稼働補償として支払うものです。なお、稼働補償については、ワンシーズンの出動回数が10回に満たない場合、その不足する回数分の人件費を補償費として支払うもので、例えば5回の出動であれば残りの5回分の人件費を稼働補償として支払います」との答弁がありました。

委員より「住宅建築推進事業補助金について、これまでの経過を鑑みると3,200万円では不十分ではないのか」との問いがあり、当局より「需要について予測が難しいところではありますが、これまでの実績に基づいて予算計上しています。また、今年度より補助率を見直し、より多くの方に利用してもらえよう取り組んでいるところですよ」との答弁がありました。

委員より「都市再生整備費において、多目的運動広場整備と寒河江公園線の拡張工事として工事費9億円が計上されているが、その詳細は」との問いがあり、当局より「現在、最終的な詳細設計を行っているところですが、現陸上競技場にサッカーフィールドと400メートルトラックを敷設する工事となります。広場全体を防球ネットで囲み、夜間でも使えるような夜間照明も設置してまいります。また、寒河江公園線の拡張については、園路として約2.5メートルの歩道を整備する予定としております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第1表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第1表中歳出第12款を議題と

し、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第1表中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第2表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第3表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第15号令和8年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第16号令和8年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「配水管工事の対象路線について詳細は」との問いがあり、当局より「路線として、ほなみ団地陵東中学校線、八鍬日田線、幸田町1号線、本楯団地6号線を予定しています。ほなみ団地陵東中学校線以外は老朽管の更新です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第17号令和8年度寒河江市下水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「下水道の接続状況は現在どの程度か」との問いがあり、当局より「水洗化率は現

在87%となっており、おおむね計画どおり進んでいます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○安孫子義徳委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。野口厚生文教分科会委員長。
〔野口康一郎厚生文教分科会委員長 登壇〕

○野口康一郎厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月11日及び12日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第10号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款及び歳出第10款並びに議第11号、議第12号、議第13号、議第14号及び議第18号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第10号については、第1表中歳出第2款の一部、歳出第4款、歳出第3款の一部、歳出第10款の順に審査を行い、その後、議第11号から議第14号まで及び議第18号の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第10号令和8年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「交通安全対策事業について、カーブミラーの交換や修繕に関する相談窓口となる課がどこであるか分かりにくいという市民からの声があるが、担当課はどこか。また、交換などに係る予算の詳細は」との問いがあり、当局

より「総合的な窓口は市民生活課です。いただいた相談の内容を鑑み、市民生活課もしくは建設管理課のどちらで対応するか判断させていただきます。また、予算については、新設の場合は1基当たり25万円として5基分の125万円を計上しております」との答弁がありました。

委員より「市街地指定管理鳥獣出没対策事業について、県野生鳥獣市街地等出没対策事業費補助金の補助対象及び内容の詳細は」との問いがあり、当局より「不要果樹の伐採に関わる部分については、主にツキノワグマの市街地への出没の抑制を図ることを目的としていることから、最寄りの住宅から半径200メートル以内にある不要果樹であることが要件となっています。補助率は3分の2、1本当たり4万円を上限とし、25件分を計上しています。次に、緩衝帯の整備に関わる部分については、住宅地や通学路付近の鳥獣の移動経路等になるやぶや雑木林の刈り払いを支援するもので、事業主体が自治会であることや、緩衝帯整備後3年以上継続して維持管理を行うことなどが要件となっています。補助は上限を15万円とし、2件分を計上しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「環境衛生事業について、寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金の内訳は」との問いがあり、当局より「太陽光発電設備及び蓄電池の設置については、25万円を上限として10件分です。木質バイオマス燃焼器については、電源なしのものが上限5万円として4件分、電源ありのものが上限10万円です」との答弁がありました。

委員より「乳幼児健康診査事業について、全児童を対象とする5歳児健診を実施するとのこ

とだが、健診の内容は」との問いがあり、当局より「初めに、保健師から指示された動作ができるか、問いかけに答えられるかなどの確認があり、その後、小児科医の診察を受けていただきます。令和7年度は医師不足により希望者を対象としていましたが、約7割のお子さんが受診しました。令和8年度は、市外の医師からも協力が得られたため、全児童を対象としました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「福祉バス運行事業について、福祉バスの近年の利用実績は」との問いがあり、当局より「令和6年度は249件の2,877人です。今年度は243件の3,149人を見込んでいます。利用者としては、社会福祉協議会に申込みをいただいた高齢者支援団体や障がい者福祉の団体などがあります」との答弁がありました。

委員より「老人福祉センター運営事業について、浴槽水からのレジオネラ菌検出により、昨年温泉施設が利用中止になっているが、温泉施設が利用できない状況下においても委託料が大きく変わらないのはなぜか」との問いがあり、当局より「温泉施設が利用中止でも、暖房で利用するボイラーは稼働しております。重油や光熱水費などのコストの影響もあり、予算額は昨年度と比べ大きく変わっていません」との答弁がありました。

委員より「生活保護扶助等事業について、昨年より増額になっているが、その要因は」との問いがあり、当局より「受給者数が増えたこと及び最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付が主な要因です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもつ

て原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「小中学校ICT活用支援事業について、今年度、端末をChromebookに更新しているが、Chromebookはインターネットに接続することでその機能を発揮できるものだが、各学校のインターネット環境は万全なのか」との問いがあり、当局より「インターネット環境について不具合のあった学校では、令和7年度中にWi-Fiの更新工事を行っています。なお、中学校については、今後の統合を見据え、持ち運び可能なWi-Fiルーターを増設することで対応しております」との答弁がありました。

委員より「コミュニティ助成事業費補助金について、昨年度より増額になっているが、その内容は」との問いがあり、当局より「コミュニティ助成事業は一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施しているものです。来年度は平塩地区に関して申請しているところですので」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第11号令和8年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「国民健康保険税滞納者へはどのように対応しているのか」との問いがあり、当局より「税務課と連携しながら納税相談などの機会を設けた上で、支払いが困難な方には猶予や分割納付などの対応を行っています」との答弁がありました。

委員より「歳入歳出ともに年々減少しているが、その要因をどのように考えているのか」との問いがあり、当局より「国民健康保険加入者

の後期高齢者への移行、また、社会保険への加入などが要因として考えられます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第12号令和8年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第13号令和8年度寒河江市介護保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「一般介護予防事業費について、認知症予防のためのアプリを3年間実証実験してきたが、どのような効果が得られたか」との問いがあり、当局より「これまでは健康づくり教室への男性の参加者が少ない状況にありましたが、このアプリを利用することで男性の参加者が増えるといった効果がありました。このように、これまでアプローチできなかった方から、このアプリを通じて健康づくりへ意識を向けていただくことができたのではないかと考えております。なお、アプリ登録者数については、令和7年度は69名の新規登録があり、累計で195名が登録しております」との答弁がありました。

委員より「高額医療合算介護サービス等費について、どのような内容か」との問いがあり、当局より「介護サービスに支払った自己負担額と医療費として支払った自己負担額を1年間分合算し、基準を超えた場合、その分をお返しするものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第14号令和8年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もな

く、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第18号令和8年度寒河江市立病院事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江市立病院就業支度金貸与条例を活用した人材の確保について、職員採用の状況は」との問いがあり、当局より「来年度採用する予定の看護師は4名ですが、そのうち条例を利用したのは1名となっています。今後は当条例をさらに利用してもらえるように内容を精査してまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○安孫子義徳委員長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第10号令和8年度寒河江市一般会計予算、議第11号令和8年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第12号令和8年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第13号令和8年度寒

河江市介護保険特別会計予算、議第14号令和8年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号令和8年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号令和8年度寒河江市水道事業会計予算、議第17号令和8年度寒河江市下水道事業会計予算及び議第18号令和8年度寒河江市立病院事業会計予算の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

9案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号及び議第18号の9案件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時00分

○安孫子義徳委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 安孫子 義 徳